

山口市畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（以下「事業」という。）の実施にあたり、市長が交付する補助金の交付手続等について、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、地域産業の核として必要不可欠な存在である畜産の生産基盤を確保するとともに、国際競争力強化のため、地域の関係者が連携して作成する地域全体の収益力を向上させる計画・目標の達成のための取組について、中心的な役割を担う畜産経営体等の施設等を整備する取組を支援することにより、地域の畜産の収益性の向上を図り、本市畜産の安定的発展に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「事業実施主体」とは、本事業を実施する畜産クラスター協議会をいう。

(交付の対象及び補助率)

第4条 市長は、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生畜第1574号農林水産事務次官依命通知。）及び畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知。以下「国実施要領」という。）に基づき事業実施主体が行う事業（本補助金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。）を実施するために必要な経費のうち、補助金の交付の対象として市長が認める経費（以下「補助金対象経費」という。）について、事業実施主体に対し予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金対象経費及び補助率は、別表に定めるところによる。

(事業実施計画の提出等)

- 第5条 本事業による補助を希望する事業実施主体は、国実施要領別紙1の第8の1(1)に定める事業実施計画を作成し、別記様式第1号の承認申請により、市長の指定する期日までに市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の事業実施計画が国実施要領別紙1の第8の1(6)に基づく承認を受けた場合には、前項の規定により事業実施計画の提出があった事業実施主体に対して、計画を承認するものとする。
- 3 事業実施主体が事業実施計画の変更を行う場合は、前各項に準じて手続を行うものとする。

(交付の申請)

- 第6条 補助金の交付の申請をしようとする事業実施主体は、市長に対し、別記様式第2号による交付申請書を作成し、市長の指定する期日までに提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。
- 3 事業実施主体は、第1項による交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。
- ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

(交付の決定)

- 第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請書等の書類の審査及び必要に応じて行う調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付の決定をするものとする。
- 2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の

決定をすることができる。

(交付の条件)

第8条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、次の条件を付するものとする。

- (1) 事業の内容の変更（別表に掲げる重要な変更及び事業の完了後における成果物の変更。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- (5) 前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第3号により市から指名停止等を受けていない旨の申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。
- (6) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、事業の完了により当該事業実施主体に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付させることがあ
る旨の条件を付するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、市長は、法令及び予算で定める補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(決定の通知)

第9条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、当該補助金の申請をした事業

実施主体に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付をしないものと決定したときは、速やかにその旨を事業実施主体に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 事業実施主体は、前条第1項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受領した日から起算して15日以内に文書をもって申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第11条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

- 2 市長が前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- (2) 事業実施主体が事業を遂行するために必要な土地その他の手段を使用することができないこと、支援事業に要する経費のうち補助金によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができないこと、その他の理由により、事業を遂行することができない場合（事業実施主体の責に帰すべき事情による場合を除く。）

- 3 市長は、第1項の処分をしたときは、速やかにその旨を事業実施主体に通知するものとする。

(補助事業の遂行)

第12条 事業実施主体は、法令の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に基づく市長の指示及び命令に従い、善良な管理者の注意をもって事業を行わなければならない、補助金を他の用途に使用してはならない。

(事業の着工)

第13条 事業の着工は、原則として第7条の交付の決定に基づき行うものとする。ただし、事業実施主体が交付の決定前に着工する場合にあっては、別記様式第4号により、その理由等を明記した交付決定前着工届を市長に提出するものとする。なお、この場合において、事業実施主体は、交付の決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを明らかにした上で行うものとする。

2 事業実施主体は、前項の交付決定前着工届を提出した場合には、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実である旨の市長からの文書による通知を受けて着工するものとする。

3 事業実施主体は、事業に着工したときは、速やかにその旨を別記様式第5号による入札結果報告・着工届を市長に提出するものとする。

(状況報告及び立ち入り検査等)

第14条 事業実施主体は、補助金の交付決定に係る年度の12月31日現在において、別記様式第6号による事業遂行状況報告書を作成し、市長に提出するものとする。ただし、別記様式第13号による概算払請求書をもってこれに代えることができる。

2 市長は、事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、事業実施主体に対して当該事業の遂行の状況に関し、報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業現場等に立ち入り、帳簿書類その他物件を検査させ、若しくは関係者に質問することができる。

(遂行等の指示等)

第15条 市長は、事業実施主体が提出する報告等により、その者の事業が補助

金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該事業を遂行すべきことを指示することができる。

- 2 市長は、事業実施主体が前項の指示に従わなかったときは、その者に対し、当該支援事業の遂行の一時停止を命ずるものとする。

(事業繰越の承認)

第16条 事業実施主体は、事業が予定の期間内に完了しないとき又は事業の遂行が困難となったときは、別記様式第7号による繰越承認申請書を速やかに市長に提出して、その承認を得なければならない。

(事業の内容の変更等)

第17条 事業実施主体が補助金の交付決定通知を受けた後において、補助事業等の内容の変更（補助事業の完了後における成果物の変更を含み、市長の定める軽微な変更を除く。）をする場合又は補助事業等を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、直ちに別記様式第8号による変更等承認申請書を市長に提出して、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の軽微な変更とは、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。
- 3 市長は、第1項の承認の申請があった場合において、事業の内容の変更等を承認したとき、又は承認しないことを決定したときは、速やかに、それぞれ、当該申請をした事業実施主体に通知するものとする。

(竣工)

第18条 事業実施主体は、事業が竣工した場合には、速やかにその旨を別記様式第9号による竣工届を市長に届け出るものとする。

(実績報告)

第19条 事業実施主体は、事業が完了した日から20日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに、別記様式第10号による実績報告書に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

らない。

- 2 第6条第3項のただし書きにより交付の申請をした事業実施主体は、前項の実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して提出しなければならない。
- 3 第6条第3項のただし書きにより交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助対象者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）について、速やかに別記様式第11号による仕入れに係る消費税等相当額報告書を市長に提出するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。また、事業実施主体は、当該補助金に係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は当該補助金に係る消費税等相当額がない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定の日の翌年4月30日までに、市長に報告しなければならない。

（額の確定及び交付）

- 第20条 市長は、前条の規定による実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該事業実施主体に通知するものとする。
- 2 事業実施主体は、前項の規定による通知を受けたときは、別記様式第12号の精算払請求書により、市長に補助金を請求するものとする。
 - 3 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。
 - 4 事業実施主体が補助金の交付の目的を達成するため、市長において特に必要と認めたときは、前各項の規定にかかわらず、補助事業の完了の前に補助金の一部を別記様式第13号の概算払請求書により交付することができる。

（決定の取消し）

- 第21条 市長は、事業実施主体が、次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) その他法令又はこれに基づく市長の処分に違反したとき。

2 前項の規定は、事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しを行ったときは、速やかにその旨を事業実施主体に通知するものとする。

(補助金の返還)

第22条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているとき、又は事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、事業実施主体に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第23条 事業実施主体は、第21条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合において、前条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前条の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、事業実施主体の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

る。

- 4 事業実施主体は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。
- 5 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を求められた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。
- 6 市長は、第1項及び第4項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、事業実施主体の申請により加算金及び延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(他の補助金の一時停止等)

第24条 市長は、事業実施主体が補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、加算金及び延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額を相殺することができる。

(事業成果の報告等)

第25条 事業実施主体は、国実施要領別紙1の第9の1に基づく事業成果報告について、本事業の終了年度の翌年度から事業実施後の効果を把握する年度の前年度までの間、毎年度、別記様式第14号による成果報告書を当該年度の翌年度の6月末までに市長に報告するものとする。

- 2 市長は、前項により報告された内容について確認し、必要に応じて事業実施主体に対して指導を行うものとする。

(事業の評価)

第26条 事業実施主体は、国実施要領別紙1の第9の1に基づく評価結果について、前条の事業成果報告に準じて、目標年度又は事業実施後の効果を把握

する年度の翌年度の6月末までに市長に報告するものとする。

- 2 市長は、前項により報告された内容について確認し、必要に応じて事業実施主体に対して指導を行うものとする。

(区分経理)

第27条 事業実施主体は、本事業に係る会計と他の事業に係る会計を区分して経理を行うものとする。

(帳簿及び書類の備付け)

第28条 事業の施行状況及び当該事業に係る収支について、一切の状況を明らかにする帳簿及び証拠書類の保管の期間は、事業終了の年度の翌年度から起算して5年とする。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、別記様式第15号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(財産の管理等)

第29条 事業実施主体は、本事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了した後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、事業の目的に従って使用し、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第30条 事業実施主体は、本事業により取得し、又は効用の増加した財産で次に掲げるものを、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合は、別記様式第16号による承認申請を市長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、当該財産がその耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数をいう。）を経過した場合は、この限りではない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械及び重要な器具

(3) その他市長が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

(災害の報告)

第31条 事業実施主体は、天災その他災害により、交付対象事業が予定の期間内に完了せず、又は交付対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を市長に報告し、その指示を受けなければならない。なお、報告に当たっては、災害の種類、被災年月日、被災時の工事進捗度、被災程度、復旧見込額及び防災、復旧措置等を明らかにした上で被災写真を添付するものとする。

2 事業実施主体は、施設等について、処分制限期間内に天災その他の災害を受けたときは、直ちに別記様式第17号の災害報告により市長に報告しなければならない。

3 市長は、前各項の報告を受けたときは、必要がある場合、現地調査を実施し、報告事項の確認を行うものとする。

(増築等に伴う手続)

第32条 事業実施主体は、施設等の移転、更新又は生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を当該施設等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ、別記様式第18号による増築（模様替え、移転、更新等）届を市長に提出しなければならない。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成29年1月13日から施行する。

2 施行日までに事業実施計画の承認申請のあった事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 施行日までに事業実施計画の承認申請のあった事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年2月19日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表

補助対象経費	補助率	重要な変更
事業実施主体が畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生畜第1574号農林水産事務次官依命通知。）第4に基づいて行う事業に要する経費のうち、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）に要する経費	事業費の1/2以内	<ol style="list-style-type: none">1 事業の中止又は廃止2 事業実施地区の変更3 事業実施主体及び取組主体の変更4 事業実施主体における事業費の30%を超える増減5 成果目標の変更6 事業の完了年度の変更